

(21) 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（平成25年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
7 人	15,822 千円	1,867 千円	4,448 千円	22,137 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
268,860 円	293,781 円	47 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	－ 円
	高校卒	－ 円
		制度なし

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.13 月分 (1.13)</td> <td style="text-align: center;">— 月分 (0.71)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.32 月分 (1.32)</td> <td style="text-align: center;">— 月分 (0.71)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.45 月分 (2.45)</td> <td style="text-align: center;">— 月分 (1.42)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">(注) () 内の数値は、県派遣職員の支給割合です。</p> <p style="margin-left: 40px;">職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.13 月分 (1.13)	— 月分 (0.71)	12月期	1.32 月分 (1.32)	— 月分 (0.71)	計	2.45 月分 (2.45)	— 月分 (1.42)
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.13 月分 (1.13)	— 月分 (0.71)										
	12月期	1.32 月分 (1.32)	— 月分 (0.71)										
	計	2.45 月分 (2.45)	— 月分 (1.42)										
[平成25年度実績] <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,448,461 円</td> <td style="text-align: center;">7 人</td> <td style="text-align: center;">635,494 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	4,448,461 円	7 人	635,494 円							
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額											
4,448,461 円	7 人	635,494 円											
退職手当	中小企業退職金共済制度（中退共）を利用し、毎月掛金を積み立て、退職時に中退共の規定に基づき、中退共から支給を受ける。 掛金月額は、基本給等に基づき、18,000円から20,000円												
[平成25年度実績]	該当なし												
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	[平成25年度実績] <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1人当たりの平均支給年額</td> <td style="text-align: center;">90,003 円</td> </tr> </table>	1人当たりの平均支給年額	90,003 円										
1人当たりの平均支給年額	90,003 円												

区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	事務局長 56,100 円 [平成25年度実績] 1人当たりの平均支給月額 54,200 円
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者 10,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族 6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで 11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで 1人につき 5,000 円を加算
		[平成25年度実績] 1人当たりの平均支給月額 18,000 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者 家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者 借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		[平成25年度実績] 該当なし

区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	<p>ア 交通機関等利用者</p> <p>次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円></p>
		<p>イ 自動車等使用者</p> <p>通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給</p>
		<p>ウ 特別急行列車等利用</p> <p>1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）</p>
		<p>エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)</p> <p>公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)</p>
		<p>オ ノーマイカー運動に参加する場合</p> <p>ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>
		<p>[平成25年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給月額 5,477 円</p>

6 役員の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理事長	20,000 円	—	
副理事長	— 円	—	
理事	— 円	—	
監事	監査 1 回につき 30,000円 評議員会・理事会 出席 1 回につき 10,000円	—	

[平成25年度実績]

非常勤役員

支給総額	支給者数	1人あたり平均支給月額
250,000 円	3 人	6,944 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当	6月期 1.13月分 12月期 1.32月分	6月期 0.30月分 12月期 0.35月分	給与規定の改正による (県の規定に準ずる)
退職手当	中退共制度を利用	県の規定に準ずる	退職手当規定の改正による

(2) 適用日 平成26年4月1日